

監査公表第823号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和7年度定期監査（事務）の結果を公表します。

令和8年3月31日

京都市監査委員

令和7年度
定期監査（事務）の結果

京都市監査委員	西	村	義	直
同	隠	塚		功
同	山	添	洋	司
同	高	橋	一	浩

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類 定期監査（事務）（地方自治法第199条第1項及び第2項）

2 監査の対象局等 行財政局、産業観光局、子ども若者はぐくみ局、建設局、山科区役所、下京区役所、西京区役所、西京区役所洛西支所、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、上下水道局、教育委員会

なお、各局等に対して2年に1度の周期で監査をすることを基本としており、抽出する課等は、監査の実施頻度、重点監査項目の取扱件数、前回の監査結果、所管する事務等を基に総合的に判断している。

3 監査の対象期間

令和6年4月から令和7年9月まで（必要に応じて他の期間も対象とした。）

4 重点監査項目 随意契約事務

5 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に従って行われているか。

(2) 上記5(1)の事務の執行等が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。

6 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。

7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象局等執務室等

8 監査の実施期間 令和7年6月2日から令和8年3月25日まで

9 監査を実施した監査委員

監査委員 西村 義直

同 隠塚 功

同 山添 洋司

同 高橋 一浩

第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象課等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査に加えて、よりリスクが高く影響が大きいと考えられる特定の分野や項目に対する重点的な監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して、市長等が監査の実施期間中に速やかに問題点を是正するとともに、発生原因等を踏まえた適切な再発防止策を講じるほか、各局等内で問題点を共有し、適正な事務を行うよう職員に周知徹底するなど、適切に措置を講じた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要することから、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

1 重点監査項目

(1) 選定理由

随意契約は、地方自治法第234条の規定により、一般競争入札等による競争の方法を原則とする地方公共団体が締結する契約方法の例外とされ、その運用においては、契約の公正性や経済性を欠くことのないよう厳格に運用することが求められる。

本市においては、京都市契約事務規則等により、契約金額が少額の場合等、随意契約による契約を締結できるものを規定しているが、過去の監査において、競争入札により締結すべき一件の契約を、合理的な理由なく複数の契約に細分化して少額化したうえで随意契約としていることや、事業者から個々に見積書を徴取したうえで厳格に価格比較を行う必要があるところ、特定の業者からまとめて提出された他の業者の見積書を用いて価格比較を行ったことが疑われるもの等が、複数の所属において確認されている。

これらは、契約の公正性、透明性及び競争性を著しく損なうとともに、本市の契約事務に対する市民及び業者からの信頼を失うおそれがある不適切な行為であり、過去の監査においても数次にわたり指摘等を行うとともに、全庁に周知していることに加え、契約事務の制度所管課からの通知、職員研修等を通じて全庁的な注意喚起が行われてきたところであるが、いまだに同様の事例が発生しているのが実状で

ある。

以上の状況を踏まえ、今年度の定期監査においては、随意契約について、事務処理上の問題の指摘にとどまらず、問題が発生する原因・背景にも目を向け、契約事務におけるリスクに係る実効性のある事務改善に資することを旨とし、「随意契約事務」を重点監査項目として設定し、監査を実施することとした。

(2) 結果

重点監査項目に関するガイドラインや事務処理マニュアル、各種庁内通知等を含めた関係法令等に照らし、適正かつ効率的に事務を執行しているか等の着眼点に基づき監査を実施したところ、実地調査時点においては、主に契約決定の手續等の指摘事項に相当する問題点が見受けられたものの、監査対象課等が速やかに是正・改善に向けた取組を適切に講じた結果、一部の問題点を除き、概ね是正・改善された。

しかし、建物、設備等の修繕に関する契約事務において、適切な手續とは異なる方法で行われたように見受けられる随意契約の事例が散見され、重点的に調査を行った結果、再発防止も含めた業務改善に当たっては、制度上の検討を含めた取組が不可欠なものと考えられることから、後述する「14 意見」のとおり、市長に対して意見を付した。

2 行財政局

(1) 抽出した課等

総務部	総務課
人事部	厚生課
財政室	
資産イノベーション推進室	
管財契約部	資産管理課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	—	—	0	0
改善済事項	1	1	2	—	—	1	5
合 計	1	1	2	—	—	1	5

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(7) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が収入の決定をしていたものがあった。

イ 支出事務

(7) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(7) 契約決定の手続

a 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

b 物品等の調達について、契約決定が行われていなかった。

(イ) 契約の履行確認

a 適切に履行確認ができていなかったものがあった。

エ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 個人情報取扱事務

a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。

b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあった。

3 産業観光局

(1) 抽出した課等

産業企画室	中央卸売市場第二市場
地域企業振興室	
農林振興室	
農林振興室	北部農業振興センター

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	0	—	—	0	0
改善済事項	—	2	1	—	—	1	4
合 計	—	2	1	—	—	1	4

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(7) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

イ 契約事務

(7) 契約決定の手続

- a 建物等の修繕について、一体的な契約が可能であつたが、複数の小規模な修繕として随意契約を行っていたものがあつた。

- b 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていないがあったものがあった。
- c 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

ウ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(7) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。
- b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあった。

4 子ども若者はぐくみ局

(1) 抽出した課等

はぐくみ創造推進室 子ども若者未来部	子育て支援総合センターこどもみらい館、 児童福祉センター、第二児童福祉センター、 桃陽病院
-----------------------	---

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	0	0	0	0	—	—	0
改善済事項	2	3	1	2	—	—	8
合 計	2	3	1	2	—	—	8

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入の通知

a 使用料等について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあった。

(イ) 収納事務

a 公金収納受託者が金額を誤って多く領収した使用料を還付せず、次回以降の使用料に充てていたものがあった。

イ 支出事務

(ア) 支出一般

a 当該年度予算で執行すべきところ、前年度予算で執行していたものがあった。

た。

(イ) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡により受領した現金で支払わず、職員が立替払をしていたものがあった。

(ウ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 支払方法等について、契約書に別に定めると記載されているが、定められていなかったものがあった。
- b 建物等の修繕について、一体的な契約が可能であったが、複数の小規模な修繕として随意契約を行っていたものがあった。
- c 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていなかったものがあった。
- d 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。
- e 目的外使用を許可している場所を建物清掃委託契約の範囲に含めていたものがあった。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。
- b 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあった。

(イ) 消耗品の管理

- a 他の団体に貸付けを行っていた物品について、貸付契約を締結していなかったものがあった。

5 建設局

(1) 抽出した課等

土木管理部	土木管理課、西部土木みどり事務所
道路建設部	道路環境整備課
都市整備部	市街地整備課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	0	0	—	—	0
改善済事項	—	1	1	1	—	—	3
合 計	—	1	1	1	—	—	3

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。

イ 契約事務

(イ) 契約決定の手続

- a 業務委託契約において提出された再委託申請について、文書による承諾をしていなかったものがあつた。

ウ 財産管理事務

(ウ) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

6 山科区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	0	—	0	0
改善済事項	—	3	1	1	—	1	6
合計	—	3	1	1	—	1	6

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 過去の資金前渡金に係る預金利子について、会計管理者に引き継いでいなかったものがあった。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

(ウ) タクシーチケットの使用及び管理

- a タクシーチケットについて、管理簿に記載せずに使用していたものが多数あった。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていないものがあった。

った。

- b 産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託について、書面による契約をしていなかったものがあった。

ウ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

エ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

- a 必要性が不明確なまま立替払をしていたものがあった。

7 下京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	0	—	—	—	0	0
改善済事項	—	1	—	—	—	1	2
合 計	—	1	—	—	—	1	2

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

イ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(イ) 任意団体における財務事務等

a 補助金を他の補助事業に一時的に流用していたものがあつた。

8 西京区役所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	—	—	0	0
改善済事項	—	3	1	—	—	2	6
合計	—	3	1	—	—	2	6

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 資金前渡出納簿を事実の発生の都度、適切に記帳しておらず、資金前渡出納簿上の差引保管額と実際の保管額が異なっていた。
- b 正当債権者への支払時まで前渡金を受領せず、職員が立替払をしていたものがあつた。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

(ウ) タクシーチケットの使用及び管理

- a タクシーチケット管理簿等でチケットの総保有枚数を把握していなかったものがあつた。

イ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 建物等の修繕について、一体的な契約が可能であったが、複数の小規模な修繕として随意契約を行っていたものがあつた。
- b 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていなかったものがあつた。
- c 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあつた。

ウ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 任意団体における財務事務等

- a 収入決定をしていなかったものがあつた。
- b 会計帳簿について、通帳や証拠書類等との定期的な照合をしていなかったものがあつた。
- c 郵便切手の使用について、受払簿を作成していなかった。

(イ) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあつた。
- b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあつた。

9 西京区役所洛西支所

(1) 抽出した課等

地域力推進室	
保健福祉センター健康福祉部	健康長寿推進課

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	—	—	0	0
改善済事項	—	1	1	—	—	2	4
合計	—	1	1	—	—	2	4

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあつた。

イ 契約事務

(イ) 契約決定の手続

a 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあつた。

ウ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ウ) 任意団体における財務事務等

a 会計帳簿を作成していなかった。

(イ) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあった。
- b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあった。

10 選挙管理委員会事務局

(1) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	—	0	0	—	—	0
改善済事項	—	—	2	1	—	—	3
合 計	—	—	2	1	—	—	3

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていなかったものがあった。
- b 文書による承諾を得ずに再委託が行われていたものがあった。
- c 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあった。

(イ) 契約の履行確認

- a 物品を製作し本市の職員が常駐しない場所に配送する業務について、定められた方法による履行確認ができていなかったものがあった。

イ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があった。

11 農業委員会事務局

(1) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合 計
指 摘 事 項	—	—	0	—	—	—	0
改善済事項	—	—	1	—	—	—	1
合 計	—	—	1	—	—	—	1

(2) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあつた。

12 上下水道局

(1) 抽出した課等

総務部	契約会計課、東部営業所
水道部	施設管理事務所
下水道部	設計課、ポンプ施設事務所

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	—	0	0	0	—	0	0
改善済事項	—	1	2	1	—	1	5
合計	—	1	2	1	—	1	5

(3) 指摘事項

措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 支出事務

(ア) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

イ 契約事務

(イ) 契約決定の手続

- a 契約書や仕様書に仕様内容が具体的に明記されていなかったものがあつた。
- b 不適切な再委託承諾申請書を受領していたものがあつた。
- c 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあつた。

(イ) 契約の履行確認

a 適切に履行確認ができていなかったものがあつた。

ウ 財産管理事務

(7) 備品の管理

a 固定資産として管理すべき物品について、備品基本台帳に記録され、備品として管理されていたものがあつた。

エ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(7) 個人情報取扱事務

a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあつた。

b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあつた。

(5) 意見

上下水道局に対して実施した今回の定期監査に関し、業務改善に向けた取組を促す観点から、検討を要するもの、要綱、要領等の整備及び見直しに関するもの等、事務執行上の課題に対しては、以下のとおり「意見」を付すので、一層の改善を図られたい。

なお、上下水道局全体として、備品管理台帳に登録されている物品について、過去の事務処理誤りにより、登録された経緯が不明確になっていたものが散見されたという課題が見受けられたが、監査の実施期間中に改善に取り組みました。

ア 会計規程の整備について

京都市上下水道局会計規程（以下「会計規程」という。）第23条では、物品を「固定資産」、「貯蔵品」、「同条各号に定めるもの」の3つに区分され、第33条では「たな卸資産以外の物品」は「備品」と「消耗品」の2つに区分されている。

上下水道局において、たな卸資産は「貯蔵品」しか存在しないため、第33条の「たな卸資産以外の物品」は第23条における「固定資産」及び「同条各号に定めるもの」で構成されるものと解さざるを得ず、「固定資産」も「備品」と「消耗品」に区分されることとなる。

これに対し、上下水道局としては、第33条のたな卸資産以外の物品に固定資産は含まない取扱いとしていたが、条文上、これを明確に定義していなかった。

物品は、会計規程上の区分によって整備すべき帳簿が異なるなど、適切な管理方法に相違があることから、区分の定義が明確に定まらなければ、それぞれの物品の適切な管理方法も定まらないことになる。

会計規程は、上下水道局の会計事務の根拠となるものであり、条文間の整合性がないように見受けられる状態は適切ではない。

ついては、会計規程における各規定を点検し、物品の区分の定義について、外形的に整合性が図られるよう改められたい。

13 教育委員会

(1) 抽出した課等

総務部	教職員人事課
教育環境整備室	
生涯学習部	
幼稚園	翔鸞幼稚園
中学校	近衛中学校
総合支援学校	北総合支援学校中央分校

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	指定管理事務	その他	合計
指摘事項	0	0	1	0	—	1	2
改善済事項	2	3	2	2	—	1	10
合計	2	3	3	2	—	2	12

(3) 指摘事項

一部において、措置を求める指摘事項が認められた。

ア 契約事務

(イ) 契約決定の手続

a 地方自治法によると、随意契約は、政令で定める場合に限り、これによることができることとされているが、建物等の修繕について、一体的な契約が可能であったが、複数の小規模な修繕として随意契約を行うなど、契約事務を適切に行っていなかったものがあった。

教育活動継続のため、緊急対応が必要な修繕事案としてやむを得ず行ったものであるが、施設の維持管理に当たっては、施設の状況を適切に点検・診断し、計画的な修繕に努めるとともに、契約の締結に当たっては、契約事務規則等に従い、適切な事務処理を行うようにされたい。

(教育環境整備室)

イ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) その他

- a 任意団体に関連する事業について、任意団体の事務と本市の事務との区分が明確でなかったものがあった。

任意団体については、本市と別組織であることから、任意団体事務と本市事務の位置付けを明確にしたうえで、適切な事務処理を行うよう是正された。

(生涯学習部)

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 収入事務

(ア) 納入の通知

- a 行政財産の使用料について、納期限を誤って納入の通知を行っていたものがあった。

(イ) 収納事務

- a 出納員が領収した収納金について、速やかに収納機関への払込みを行っていないものがあった。

イ 支出事務

(ア) 支出方法の特例による支払

- a 前渡金について、速やかに戻入を行っていないものがあった。

(イ) 専決権限の行使

- a 専決権限を有しない職員が支出等の決定をしていたものがあった。

(ウ) 補助金の支出

- a 補助金の実績報告を受けていなかったものがあった。

ウ 契約事務

(ア) 契約決定の手続

- a 少額随意契約において、適切に見積り合わせを行っていないものがあ

った。

- b 物品等の調達について、事前に契約決定を行わず、事後に決定していたものがあつた。

(イ) 契約の履行確認

- a 履行確認前に支出を行っていたものがあつた。
- b 印刷物を本市の職員が常駐しない場所に配送する業務について、配送漏れ等が発生した場合の対応が仕様書に規定されていなかったものがあつた。

エ 財産管理事務

(ア) 備品の管理

- a 備品台帳に記録があるが、現物を確認できない備品があつた。
- b 備品台帳に配置場所を記録していなかったものがあつた。
- c 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかったものがあつた。

(イ) その他

- a 毒物・劇物管理台帳について、照合が適切に行われていなかった。

オ その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

(ア) 個人情報取扱事務

- a 個人情報取扱事務の委託契約開始前において、委託先の安全管理措置状況の確認が行われていなかったものがあつた。
- b 個人情報取扱事務の委託契約の契約期間中において、委託先における管理体制等の確認が行われていなかったものがあつた。
- c 個人情報取扱事務の仕様書について、明記すべき事項が記載されていなかったものがあつた。

14 意見

今回の定期監査に関し、業務改善に向けた取組を促す観点から、検討を要するもの、要綱、要領等の整備及び見直しに関するもの等、事務執行上の課題に対して、以下のとおり「意見」を付すので、一層の改善を図られたい。

(1) 建物、設備等の修繕に関する契約事務手続について

本市では、施設の修繕について、「本体の維持管理、原状復旧を目的とし、建物の構造、電気配線その他建物、設備等の主要部分に触れない小規模な修繕で、予算科目の需用費から支出するもの」（例えば、ガラスの入替え、木製建具、配線器具の取替え、ペンキの塗替え、塀等付属設備の修繕など）を「建物、設備及び構内地の小規模な修繕」とし（平成21年10月30日行人人第72号「専決規程の運用について（依命通達）」（以下「依命通達」という。））、京都市局長等専決規程等において、一定金額以下の小規模な修繕に係る専決を定めている。

今回の定期監査の対象とした局等の小規模な修繕について、工事請負として処理する必要がある一体的な修繕を分割して、同一の業者と随意契約しているものが複数見受けられた。競争入札により締結すべき一件の契約を、市内中小企業の受注機会の増大等の合理的な理由なく複数の契約に細分化して少額化したうえで随意契約とすることは、違法な契約手続により市に損害を与えるものと認められるおそれがあるほか、本来専決権限を有しない職員が契約決定を行っているなどの問題がある。

これらは、多くの公共施設が改修時期を迎える中、これまで本市では、厳しい財政状況において、緊急性の低い改修を後年度に先送りするなど、計画的な改修を十分に実施できておらず、主に事後保全による対応を行ってきたことや、昨今の建築資材の高騰や労務費の上昇も相まって、専決金額以下の金額で契約できる修繕案件がより限られてきていること等が背景にあるものと考えられる。

公共施設の維持管理にあつては、「京都市公共施設マネジメント基本計画」にも示されているとおり、施設の状況を適切に点検・診断することで、不具合が生じる前に対応する予防保全の観点により、修繕も計画的に行われるべきであることは言うまでもないが、適切な維持管理を行っていたとしてもなお、計画外で修繕が必要になる可能性を完全に排除することは極めて困難である。このような状況下で、依命通達において「金額を超過するもの及び小規模な修繕に該当しないものは、都市

計画局に依頼すること」とされているものの、その依頼の窓口や依頼方法が分かりやすく示されていない現状が、不適切な事務の一因となっているようにも見受けられる。

については、施設ごとの改修計画の策定・更新を進め、改修計画に基づく予防保全への転換を図るための実効性のある取組を行い、必要に応じて小規模な修繕の位置付けや専決金額の引上げなど制度等の見直しを検討するとともに、契約の制度所管課においては、緊急対応が必要になる案件等計画外の修繕が生じた場合における適切な事務の執行方法について、周知徹底されたい。

加えて、施設の営繕の所管課においては、施設所管課等からの緊急的な要請に対して、事案の緊急性の度合いや規模と執行体制等を十分考慮し、技術的見地から適切かつ柔軟に対応するとともに、計画外の修繕に関する相談窓口について、分かりやすく周知徹底するよう取り組まされたい。

(監査事務局)